エコアクション２１
環境経営レポート

（活動期間：令和３年４月から令和４年３月まで）

発行日　令和４年１１月２５日

公益財団法人　愛知臨海環境整備センター
（ＡＳＥＣ）

○　目次

１　事業内容
（１）組織概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）業に関する許可内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（３）業に関する施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（４）処理工程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（５）処分料金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（６）保有車輌及び設備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（７）資格者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（８）環境経営システムの取組体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（９）処分実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
(10) 対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

２　環境経営方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

３　環境経営目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

４　化学物質の利用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

５　環境経営計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

６　環境経営目標及び環境経営計画に対する実績・評価と推移　・・・・・・・・　１４

７　第２期中期計画第４年次の取組計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

８　環境の遵守状況の確認及び違反、訴訟等の有無・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

９ 代表者による全体の評価と見直し・指示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

別紙１　衣浦港３号地廃棄物最終処分場処理工程・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

別紙２　衣浦港３号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金・・・・・・・・・・・・・・　２２

別紙３　保有車両及び設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

別紙４　令和３年度の放流水の水質検査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

１　事業内容（令和４年４月１日現在）

（１）組織概要

ア　事業者名

公益財団法人愛知臨海環境整備センター（略称：ＡＳＥＣ）

イ　代表者名

理事長　　竹鶴　隆昭　（非常勤）

（環境経営システムにおける）代表者（常勤）：　専務理事　　小野　俊之

ウ　環境管理責任者

常務理事兼事務局長　　伊藤　暢浩

担当者　　総務課　主事　熊谷　悠里子

電話　0569-89-7300　　FAX　0569-89-7301

e-mail　postmaster@asec.or.jp

エ　所在地

・本社

〒470-2300

愛知県知多郡武豊町字三号地１番地

電話　0569-89-7300　　FAX　0569-89-7301

ホームページ　https://www.asec.or.jp/

・処分場

衣浦港３号地廃棄物最終処分場

知多郡武豊町字旭１番及び一号地１７番２の地先公有水面（事務所に隣接）

面積 47.2ha

（内訳）

安定型区画 8.4ha

管理型区画 34.4ha

護岸・管理施設 4.4ha

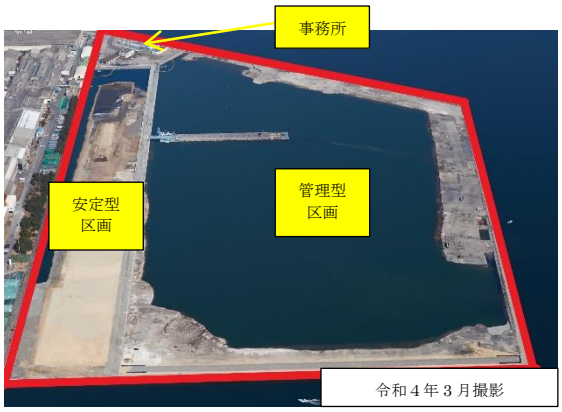

・名古屋港南５区廃棄物最終処分場

知多市緑浜町２番３の一部、４番及び５番

面積 56.0ha（管理型区画のみ）

※　平成元年１月に処分場設置し、平成２２年２月に埋立処分終了。現在は、浸出液処理施設のみ稼働。

オ　設立日

昭和６３年８月１日

カ　基本財産（出資金）

2 億 1,925 万円

（うち、公共団体 1 億 1,000 万円、民間企業 1 億 925 万円）

キ　売上高

4,626,647,167 円（埋立処分料金による収入（令和３年度））

ク　事業内容

・廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の海面埋立処分

・管理型最終処分場の運営

・廃棄物の処分に関する調査研究事業

ケ　従業員数

３６名（非常勤職員、アルバイト及び業務委託業者常駐者（１５名）を含む。）

（２）業に関する許可内容

〇産業廃棄物処分業

・許可権者

愛知県知事

・許可番号

第 02330045239 号

・許可年月日

平成４年１月３０日

・更新許可年月日

令和３年３月１５日

・許可有効期限

令和１０年１月２９日

・事業範囲

埋立処分

・その他

平成２３年４月２１日　優良産廃処理業者に認定

※　なお、一般廃棄物の処分を、市町等の委託を受けて実施している。

（３）業に関する施設

〇埋立施設（安定型）

・設置場所

愛知県知多郡武豊町字旭１番及び一号地１７番２の地先公有水面

・設置年月日

平成２２年６月３０日

・埋立地面積
83,692.90m^2　（全体面積　471,825.70m^2）
・埋立容量
810,180m^3
・残余容量
129,183 ㎥
・埋立処分する産業廃棄物
廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去を伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
・施設に関する廃棄物処理法上の許可
該当なし（廃棄物処理法施行令第７条第１項第１４号ロの規定に基づき、水面埋立地は許可対象から除外されている。）

○埋立施設（管理型）
・設置場所
愛知県知多郡武豊町字旭１番及び一号地１７番２の地先公有水面
・設置年月日
平成２３年２月１４日
・埋立地面積
388,132.80m^2　（全体面積　471,825.70m^2）
・埋立容量
4,566,000m^3
・残余容量
2,277,542 ㎥
・埋立処分する産業廃棄物
燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（無機性汚泥に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去を伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃棄物処理法施行令第２条第１３号廃棄物
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
・埋立処分する一般廃棄物
ばいじん又は燃え殻、ばいじん又は燃え殻を処分するために処理したもの、廃棄物処理法施行令第１条第２号又は第３号に掲げる廃棄物を第４条の２第２号ロの規定に

より処分し又は再生したことにより生じた廃棄物、無機性汚泥

・施設に関する廃棄物処理法上の許可

産業廃棄物処理施設（許可権者：愛知県知事）

平成２０年３月１９日　１９循環第４８－１号

一般廃棄物処理施設（許可権者：愛知県知事）

平成２０年３月１９日　１９循環第３８－２号

（４）処理工程

別紙１（２１ページ）のとおり

（５）処分料金

別紙２（２２ページ）のとおり

（６）保有車両及び設備

別紙３（２３ページ）のとおり

（７）資格者

廃棄物処理施設に係る技術管理者　７名

産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）修了者　２名

（８）環境経営システムの取組体制

実施体制図

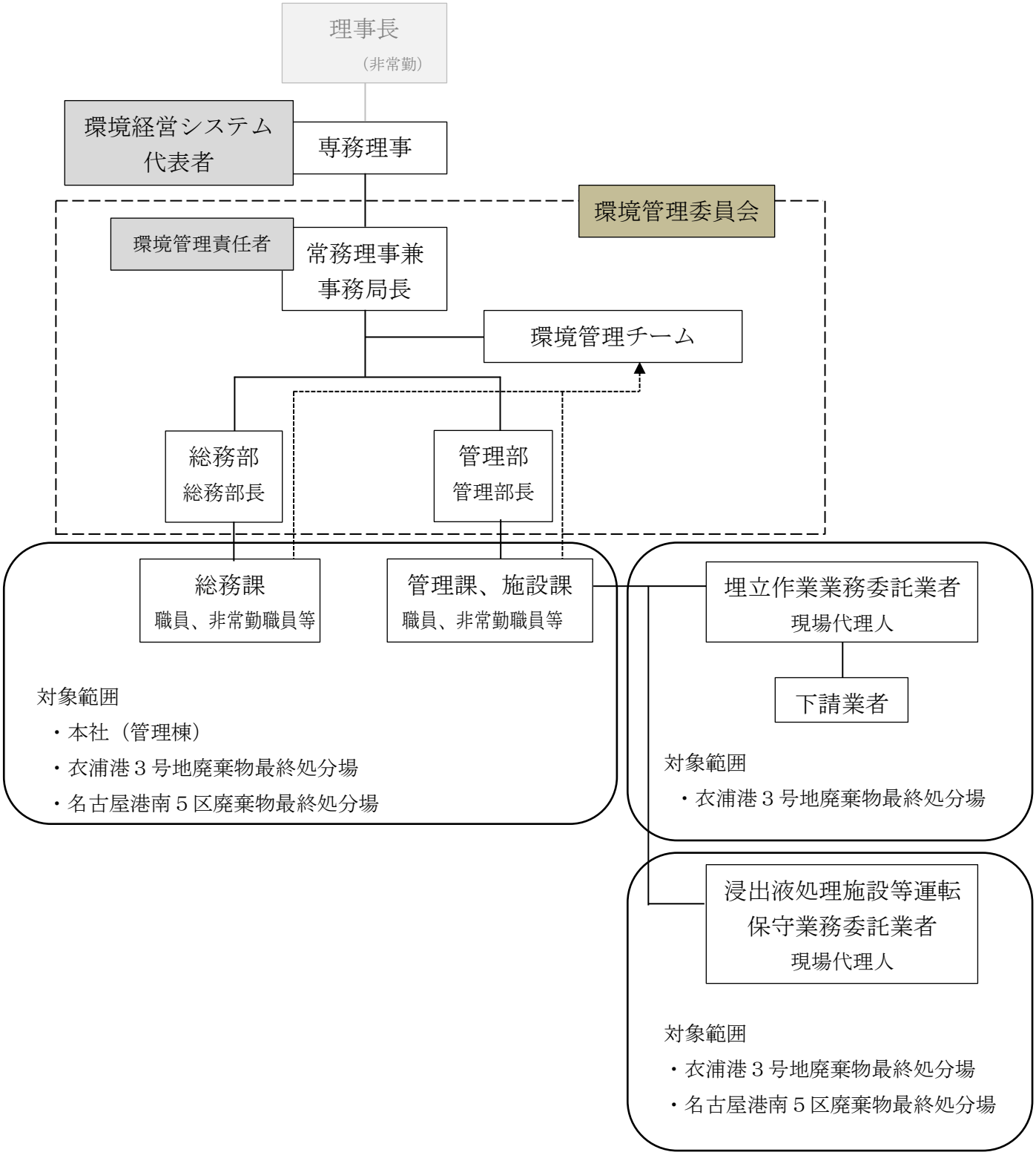

エコアクション２１における環境経営システムの役割分担

代表者	1　経営における課題とチャンスの明確化 2　環境経営システムの対象範囲の承認 3　環境経営システムの実施及び管理に不可欠な人材・資金等の用意 4　環境経営方針の策定及び改正に関する署名 5　環境管理責任者の任命など実施体制の構築 6　全体の取組状況の評価、見直しの実施 7　環境経営レポートの承認
環境管理責任者	1　環境経営システムの構築、運用及び維持 2　環境経営システムに係る各規定類及び運用手順書類の承認 3　環境管理委員会開催及び議事録の承認 4　環境への負荷の自己チェック表及び環境への取組み自己チェック表の承認 5　環境経営目標及び環境経営計画の承認 6　環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の進捗状況の承認及び評価 7　環境法規制等遵守チェックリストの承認 8　是正処置及び予防処置の承認 9　環境教育及び訓練結果の承認 10　緊急事態への対応及び訓練の評価 11　内・外部コミュニケーション結果の承認 12　環境経営システムの運用状況の代表者への報告 13　その他役割、責任、権限の履行
環境管理委員会・環境管理チーム	1　環境経営システムに係る各規定類及び運用手順書類の審議 2　環境管理委員会の議事録作成、その他事務局としての役割・権限の履行 3　環境への負荷・取組の自己チェックの実施 4　環境経営目標及び環境経営計画の作成 5　環境経営計画に基づく行動の管理 6　環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の進捗状況の報告 7　環境法規制等の確認及び遵守状況のチェックの実施 8　是正処置及び予防処置の実施 9　環境教育及び訓練の実施 10　緊急事態への対応の検討、訓練の実施 11　内・外部コミュニケーションの実施 12　環境経営レポートの作成、公表 13　その他役割、責任、権限の履行
各職員	1　環境経営方針に基づいた行動 2　環境経営計画及び運用手順書に基づいた日々の行動のチェック

（９）処分実績

376,297.69 t（令和３年度）

一般廃棄物 75,534.15 t、産業廃棄物 260,518.21 t、建設発生土 40,245.33 t

（内訳）

廃棄物等種類		処分量（ｔ）
一般廃棄物		75,534.15
産業廃棄物		260,518.21
	廃プラスチック類	0.00
	金属くず	696.4
	ガラスくず及び陶磁器くず等	1,897.26
	がれき類	51,758.94
	燃え殻	26,926.62
	汚泥	50,179.95
	鉱さい	40,755.69
	ばいじん	83,909.04
	自動車破砕物	4,201.87
	13 号廃棄物	192.44
建設発生土		40,245.33
合計		376,297.69

※　建設発生土については、有効利用の観点から埋立用資材として受け入れを行っている。

（10）対象範囲

サイト	活動
本社（管理棟）	・廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の海面埋立処分に関する事業 ・安定型及び管理型最終処分場の運営 ・廃棄物の処分に関する調査研究事業
衣浦港３号地廃棄物最終処分場	・廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の海面埋立処分に関する事業 ・廃棄物の処分に関する調査研究事業
名古屋港南５区廃棄物最終処分場	・管理型最終処分場の運営 ・廃棄物の処分に関する調査研究事業

※　名古屋港南５区廃棄物最終処分場は、埋立処分が終了しており、現在、廃棄物の受入は行っていないが、浸出液処理施設が稼働している。

２　環境経営方針

○　環境理念

公益財団法人愛知臨海環境整備センター（略称：ＡＳＥＣ）は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、安心、安全な運営と整備、廃棄物処分のあらゆる面で環境保全に配慮して行動します。

○　基本方針

１　環境法規等の遵守

環境に係る法律、条例及び地元との協定を遵守するとともに、事業活動の根幹として廃棄物を適正かつ安全に処分します。

２　環境負荷の低減

電気、ガス、化石燃料等の使用量の削減、節水、化学薬品の管理徹底を図ることにより、環境負荷の低減に努めます。

３　資源循環の推進

廃棄物の再生利用を推進することにより、資源循環の推進に努めます。

４　環境管理体制の構築

全職員に環境経営方針を周知し、環境に対する職員の意識を向上させ、その推進と維持に努めます。環境経営目標の設定並びに環境経営計画の実践を行うとともに、継続的な改善を図り、定期的な見直しを行います。

５　地域環境への貢献

地域の環境調和を図るとともに、地域の環境保全活動に積極的に参加します。

６　廃棄物の処分に関する調査研究事業

廃棄物の安心・安全な処分に向けた調査研究事業を行います。

７　環境コミュニケーション

この方針は、事務所内に掲示し、ホームページで公開します。

また、目標に対する取組みについて、環境経営レポートを作成して、内外に広く公表します。

平成２４年　６月２９日制定
平成２５年　５月　１日改定
平成２９年　４月　１日改定
令和２　年１２月２３日改定

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
専務理事　小野　俊之

３　環境経営目標

第１期中期計画第４年次（平成２９年度）の環境への負荷及び環境への取組状況まとめにより、第２期中期目標（第４年次（令和３年度））の環境目標を、以下のとおり設定する。

項目	目標基準	削減（増加）率
電気使用量	H29.4～H30.3 の実績を基準値とする。	基準を維持する
ガソリン、軽油、一般廃棄物、上水道	H29.4～H30.3 の実績を基準値とする。	前年次１％削減
啓発活動	新規契約事業者に対し、当財団が環境に配慮した廃棄物の最終処分を実施していることについての啓発活動を実施する。	

○　環境負荷の低減

第２期中期目標値

項目	単位	目標基準値 H29.4～H30.3	第1年次 H30.4～H31.3	第2年次 H31.4～R2.3	第3年次 R2.4～R3.3	第4年次 R3.4～R4.3
1　電気使用量の削減	削減率	－	－	－	－	－
	kWh	33,471	33,471	33,471	33,471	33,471
	kg-CO_2※1	15,932	15,932	15,932	15,932	15,932
2　燃料購入量（ガソリン）の削減	削減率	－	－1%	－1%	－1%	－1%
	ℓ	1,897	1,878	1,859	1,841	1,822
	kg-CO_2	4,404	4,360	4,317	4,273	4,231
3　燃料購入量（軽油）の削減	削減率	－	－1%	－1%	－1%	－1%
	mℓ/t※2	59.549	58.954	58.364	57.780	57.203
	kg-CO_2/t※2※3	0.156	0.155	0.153	0.152	0.150
4　一般廃棄物（単純焼却分）排出量の削減	削減率	－	－1%	－1%	－1%	－1%
	t	1.008	0.998	0.988	0.978	0.968
5　上水道使用量の削減	削減率	－	－1%	－1%	－1%	－1%
	m^3	1,236	1,224	1,211	1,199	1,187
6　新規契約事業者への啓発活動	事業者数	当該年次に新規契約した全事業者	第1年次に新規契約した全事業者	第2年次に新規契約した全事業者	第3年次に新規契約した全事業者	第4年次に新規契約した全事業者

※1　電気使用量からの二酸化炭素排出係数は0.476kg-CO2/kWh(中部電力H29年度)を使用している。
※2　燃料購入量（軽油）は、最終処分工程と密接な関係にあることから、廃棄物処分量あたりの値とする。
目標基準値は、24,047ℓ／403,821.25t
※3　軽油購入量からの二酸化炭素排出係数は2.62kg-CO2/ℓ(H29年度)を使用している。

（注１）ガス（ＬＰＧ）について、給湯等でのみ使用し少量であるため、目標及び二酸化炭素排出量の削減対象に含んでいない。

（注２）化学物質の使用については、浸出液処理施設における凝集剤、中和剤等であり、使用量削減に努めることで放流水の水質に影響を及ぼし環境負荷の増大につながる可能性があるため、数値目標を掲げていない。

（注３）電気使用量については、本社（管理棟）を対象とした数値目標としている。衣浦港３号地廃棄物最終処分場及び名古屋港南５区廃棄物最終処分場については、浸出液処理施設において電気使用量の大部分を占めており、削減することによって、放流水の水質に影響を及ぼし環境負荷の増大につながる可能性があるため、除外している。

○廃棄物の処分に関する調査研究事業

○ 地域環境への貢献

地域の環境調和を図るとともに、地域の環境保全活動への積極的な参加等を行います。
また、事業活動や環境負荷の低減に向けた取組を通じて、国連の提唱する持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に貢献してまいります。

４　化学物質の利用

最終処分場の浸出液処理施設にて使用・保管している塩化第二鉄、次亜塩素酸ソーダ等の化学物質については、必要最低限の使用量とするように心がけるとともに、すべての使用量及び保管量の把握を行っている。

また、最終処分場からの放流水に含まれている廃棄物由来の化学物質については、別紙のとおり法や地元との協定に基づき厳しく管理しており、結果は広くホームページ等で公表している。

令和３年度の放流水の水質検査結果は別紙４（２５ページ）のとおり。

５　環境経営計画

期間：令和３年４月１日から令和４年３月 31 日

１．電気使用量削減に向けて（目標は維持とするが、削減のための取組は継続する。）

・毎月の電気使用量の把握

・照明その他電気使用製品の使用管理

　―不要時、休憩時消灯等

・冷暖房設定温度の管理

　―設定温度：冷房時 28℃、暖房時 20℃を基準とする。

・自然エネルギー（太陽光発電、風力発電）の利用による購入電力削減

２．燃料使用の削減に向けて

・毎月の燃料（ガソリン・軽油）使用量の把握

　―委託業者が使用する発電機に使用する燃料の管理を含む

・エコドライブの実践

　―「エコドライブ普及・推進アクションプラン」「エコドライブ１０」に則る

・車輌の日常点検

　―タイヤ空気圧、異常音の確認

３．当財団から発生する一般廃棄物の削減に向けて

・毎月の一般廃棄物排出量の把握

　―重量、処理方法の確認

・一般廃棄物の分別等の徹底

４．水使用量の削減に向けて

・毎月の上水道使用量の把握

・節水の意識付け

　―蛇口、配管の確認

5．適切な事業運営に向けて

・産業廃棄物の適正処理に係る確認

　―産業廃棄物管理票、各種日報等の管理・確認

・薬品の適切な管理

　―保管状況、使用量の把握

6．廃棄物の処分に関する調査研究事業に向けて

・処分場の維持管理や早期廃止に関する調査研究の実施

7．地域環境への貢献に向けて

・環境学習の実施

・地元の環境活動への参加

６　環境経営目標及び環境経営計画に対する実績・評価と推移

（１）環境経営目標及び環境経営計画に対する実績・評価

・環境経営目標

運用期間の環境活動計画

第２期４年次

中期目標	運用期間環境目標		R3.4～R4.3	確認評価
電気使用量の削減	電気使用量を維持する	目標値（kWh）	33,471	目標が達成できた。今年度も猛暑等が予想されるため、従業員の体調管理に注意しつつ引き続き電気使用量の削減に努める。
		目標値（kg-CO2）	15,932	
		実績（kWh）	32,068	
	第２期４年次目標値	実績（kg-CO2）	15,264	
	33,471kWh	評価	○	
	15,932kg-CO_2	目標比（%）	95.81	
	取組内容			取組については問題なく実施できた。
	１．毎月の電気使用量の把握		○	
	２．照明その他電化製品の管理		○	
	３．冷暖房設定温度の管理（夏期28℃、冬期20℃）		○	
ガソリン購入量の削減	ガソリン購入量を前年次目標値から1%削減する	目標値（ℓ）	1,822	目標が達成できた。今後も適切な車輌運用を行い、ガソリン購入量の削減に努める。
		目標値（kg-CO2）	4,231	
		実績（ℓ）	1,643	
	第２期４年次目標値	実績（kg-CO2）	3,814	
	1,822ℓ	評価	○	
	4,231　kg-CO_2	目標比（%）	90.18	
	取組内容			取組については問題なく実施できた。
	１．毎月のガソリン購入量の把握		○	
	２．エコドライブの実践		○	
	３．車輌の日常点検		○	
軽油購入量の削減	軽油購入量を前年次目標値から1%削減する	目標値（mℓ/t）	57.203	目標が達成できなかった。場内での重機の移動が増えたことによる。今後も適切な車輌・機器運用を行い、軽油購入量の削減に努める。
		目標値（kg-CO2/t）	0.150	
		実績（mℓ/t）	106.540	
	第２期４年次目標値	実績（kg-CO2/t）	0.280	
	57.203　mℓ/t	評価	×	
	0.150　kg-CO_2/t	目標比（%）	186.25	
	取組内容			取組については問題なく実施できた。
	１．毎月の軽油購入量の把握		○	
	２．使用状況の確認		○	
一般廃棄物排出量（単純焼却分）の削減	一般廃棄物排出量を前年次目標値から1%削減する	目標値（t）	0.968	目標が達成できた。今後も３Ｒを徹底し、一般廃棄物の排出量の削減に努める。
		実績値（t）	0.576	
	第２期４年次目標値	評価	○	
	0.968　t	目標比（%）	59.50	
	取組内容			取組については問題なく実施できた。
	１．毎月の一般廃棄物排出量の把握		○	
	２．一般廃棄物の分別等の徹底		○	
上水道使用量の削減	上水道使用量を前年次目標値から1%削減する	目標値（㎥）	1187	目標達成ができた。今後も職員の節水意識を高める。
		実績値（㎥）	786	
	第２期４年次目標値	評価	○	
	1,187　㎥	目標比（%）	66.22	
				取組については問題なく実施できた。
	１．上水道使用量の把握		○	
	２．節水の意識付け		○	
新規契約事業者への啓発活動	今年度に新規契約した全事業者への啓発活動	目標値（事業者）	30	目標達成ができた。今後も新規契約した事業者すべてに対し啓発活動をするよう努める。
		実績値（事業者）	30	
	第２期４年次目標値	評価	○	
	100%（新規契約全事業者）	啓発活動率（%）	100.0	
	取組内容			取組については問題なく実施できた。
	１．毎月の新規契約事業者数の把握		○	
二酸化炭素排出量の総量(kg-CO2)		136,758（内訳　電気15,264、ガソリン3,814、軽油117,680）		

※1　電気使用量からの二酸化炭素排出係数は0.476kg-CO2/kWh(中部電力H29年度)を使用している
※2　軽油購入量は、搬入量あたりの購入量(R3実績 44,916ℓ/421,587.1t)
※3　軽油購入量からの二酸化炭素排出係数は2.62kg-CO2/ℓ(H29年度)を使用している。
※4　環境への負荷(二酸化炭素(事業所全体))648,352kg-CO2

※削減対象は、本社のみです。

【取組結果】○：よくできた　　△：あまりできなかった　　×：できなかった

（目標比 100%超 105%未満については△とする）

・環境活動

項目	結果
新規契約事業者への啓発活動	新規契約事業者様に対して、１００％実施した。
調査研究事業の実施	処分場の維持管理や早期廃止に関する調査研究を実施した。
環境教育及び訓練の実施	新任者への環境教育、各種訓練（薬品漏れ、火災、地震・津波及び悪臭）を計６回実施した。
廃棄物最終処分場の積極的な公開	12 団体、100 名の方が見学した。
廃棄物セミナーの開催	令和４年２月 24 日から３月 31 日までオンライン配信した。（再生回数延べ２７９回
環境学習ツアーの開催（協賛）	令和３年８月３日及び４日に開催した。
地元の環境活動への参加（水辺クリーンアップ大作戦等）	令和３年６月 26 日及び 10 月 23 日に水辺クリーンアップ大作戦に参加した。

・環境保全への配慮の事例　～クリーンエネルギー等の導入～

地球温暖化の原因とされる CO2 の排出量を減らすため、処分場で使う電気の一部は太陽光発電でまかなっています。風力発電を利用して点灯する街灯も設置しています。また、建物の断熱効果や周囲への景観を考え、屋上緑化を行っています。

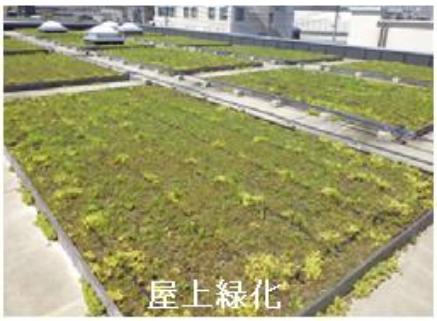

（２）環境目標及び環境活動計画に対する実績の推移

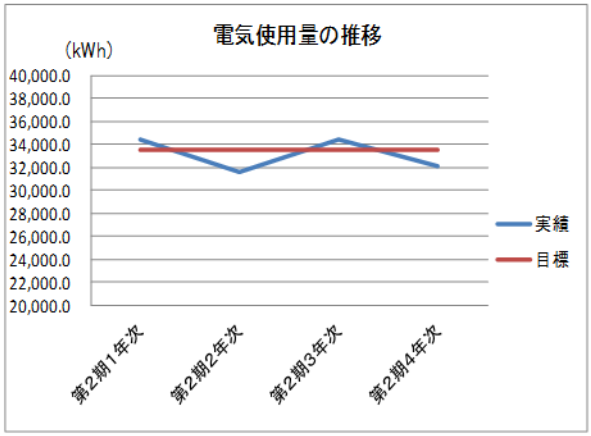

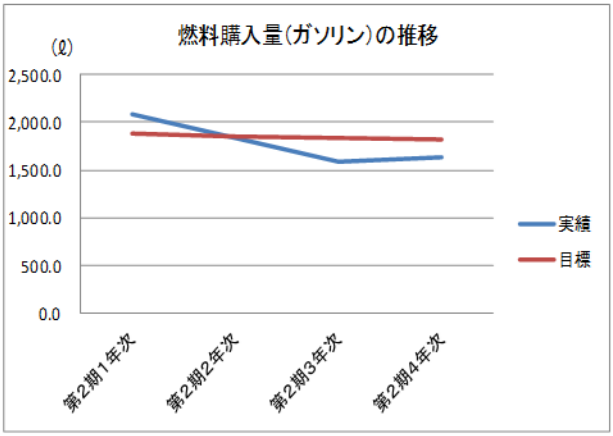

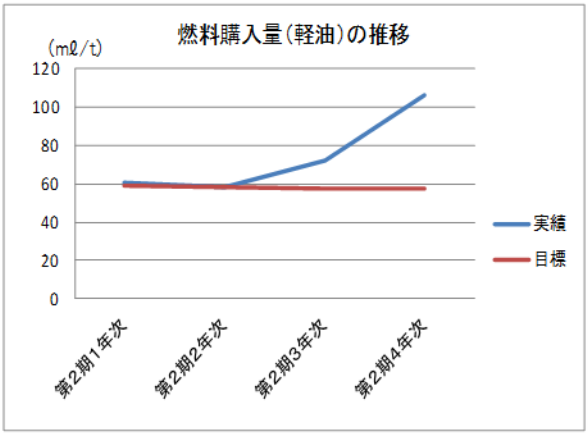

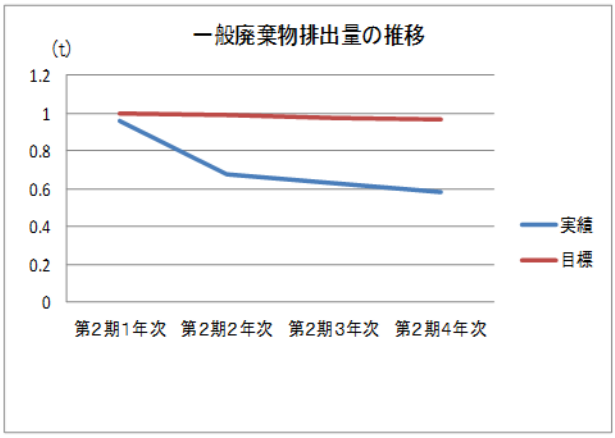

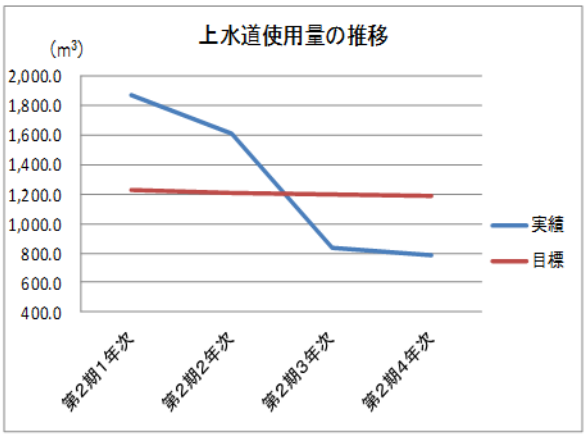

７　第２期中期計画第４年次の環境経営計画

１　電気使用

・今後も不要不急な電気機器の使用の削減や、冷暖房の適切な運転による電気使用量の削減に努める。

２　燃料使用

・今後も適切な車輌や機器の運用や、点検、整備を適宜行い、エコドライブやアイドリングストップの励行等、効率の良い燃料使用に努める。

３　一般廃棄物排出

・今後も分別や再利用を徹底し、一般廃棄物排出量の削減に努める。

４　水道使用

・今後も一層の節水を行い、使用量の削減に努める。

５　啓発活動

・新規契約事業者に対し、当財団が環境に配慮した廃棄物の最終処分を実施していることについての啓発活動を実施する。

○　以上の内容について、四半期ごとに各使用量等の調査を行う。

８　環境関連法規等の遵守状況の確認及び違反、訴訟等の有無

１．当財団の事業内容に関係する法令

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
・大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）
・ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）
・環境影響評価法（平成９年法律第８１号）
・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成１１年法律第８６号）
・毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）
・消防法（昭和２３年法律１８６号）
・計量法（平成４年法律第５１号）
・騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）
・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成１５年愛知県条例第７号）
・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成１５年愛知県条例第２号）
・武豊町環境保全条例（昭和５３年武豊町条例第１３号）
・武豊町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成２４年武豊町条例第１０号）
・知多中部広域事務組合火災予防条例（昭和４９年知多中部広域事務組合条例第７号）

２．当財団の運営に関係する法令

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
・浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）
・消防法（昭和２３年法律１８６号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）
・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成１３年法律第６４号）
・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）
・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成１５年愛知県条例第７号）
・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成１５年愛知県条例第２号）
・地球温暖化対策推進条例（平成３０年愛知県条例第４５号）
・空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例（平成６年愛知県条例第４４号）
・武豊町環境保全条例（昭和５３年武豊町条例第１３号）
・愛知県産業廃棄物税条例（平成１７年愛知県条例第７号）

３．地元との協定

・公害防止に関する覚書（平成元年に知多市と締結）

・公害防止協定書（平成２２年に武豊町と締結）

以上の環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありません。
なお、関係当局より違反等の指摘及び訴訟等は、過去３年間ありません。

９　代表者による全体の評価と見直し・指示

○　第２期第４年次の指示事項及びその対応状況

指示事項	対応状況
・第２期中期計画の環境経営目標達成に向けて、引き続き積極的に取り組むこと。	・環境経営目標達成に向け、手順書に基づいた取り組みを積極的に行った。
・軽油購入量については、適切な車両・機器運用を行い、業務の効率化を図るとともに、目標設定の見直しの必要性について検討すること。	・処分場の埋立の進行に伴い、陸域での重機による作業量が増大するため、軽油の増加が必要不可欠となることから、Ｒ３年度以降の目標を「前年度実績値（ml/t）を超えない」とした。

○　見直しの必要性の有無

項目	見直しの必要性の有無	備考
環境経営方針	有□　無■	
環境経営目標	有■　無□	軽油購入量
環境経営計画	有■　無□	各担当者、冷暖房設定温度
実施体制	有□　無■	

○　第４年次の全体の評価と見直し

１年間を通して職員全員が環境負荷の低減等に取り組んだ。軽油購入量の環境目標を達成することができなかったが、その他の目標は達成できたことから、全体として環境経営システムが有効に機能したと評価する。

今後も、埋立処分等に伴う業務内容を的確に把握しつつ、それを反映した適切な環境負荷の低減に向けた取組を継続していくことが重要である。

○　第３期計画第１年次の指示事項

・ガソリン購入量、一般廃棄物排出量については、２期計画期間の実績値の平均を目標基準値とし、引き続き毎年度１％の削減を目標とすること。

・電気使用量については、２期計画期間の実績値の平均を目標基準値として毎年度１％の削減を目標とすること。

・軽油購入量については、当面、令和３年度以降の埋立業務内容に大きな変更はないと考えられるため、その間の目標を「前年度実績値（ml/t）を超えない」とする。

別紙１

○衣浦港３号地廃棄物最終処分場処理工程

・安定型区画と管理型区画

受け入れる物によって、性状が安定している物は安定型区画に、そうでない物は管理型区画に埋立て、適正に管理している。

また、廃棄物の受入れにあたっては、厳しい基準を設けている。

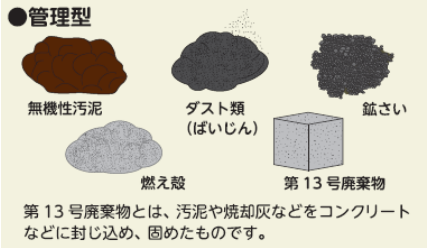

・廃棄物の埋立方法

埋立区域の水深は８～１４ｍと深いため、安全に作業ができること及び海底地盤（粘性地盤）の遮水機能を低下させないために、埋立初期段階は薄層埋立を行っている。

なお、安定型区画については、薄層埋立を完了し、現在では片押工法により埋立を行っている。

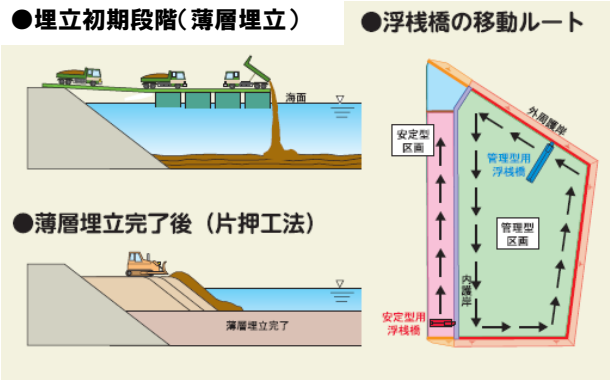

・浸出液の処理（処理能力 1,760 ㎥/日）

埋立処分場からの浸出水を、以下の工程で処理し、海へ放流している。

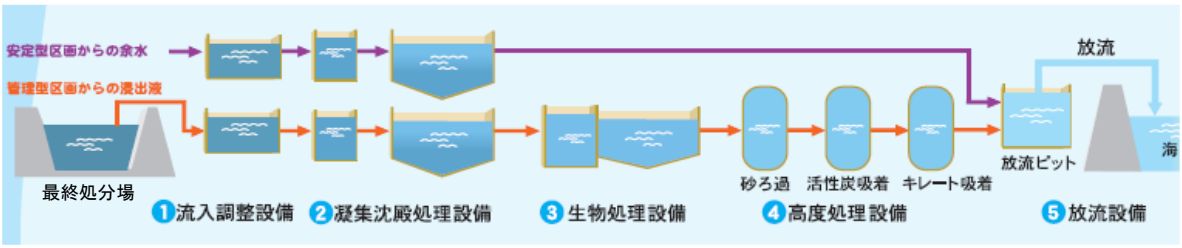

○名古屋港南５区廃棄物最終処分場処理工程

・浸出液の処理（処理能力 1,500 ㎥/日）

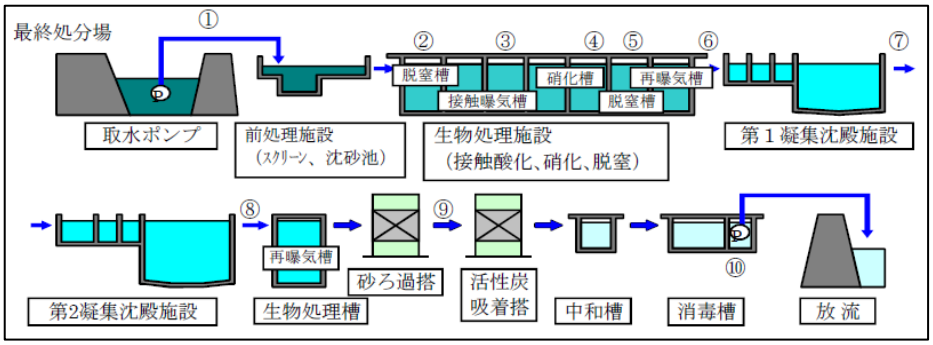

別紙２

衣浦港３号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金（令和２年４月１日から令和４年３月 31 日まで適用）

（時限的割引（４種類）：鉱さい割引、新規割引、基点量超過割引、継続割引
赤字は廃棄物の種類ごとに適用される単価のうち最も安価となるものを示します。）

（単位：円／トン）

区分				処分単価	鉱さい割引単価	新規割引単価	基点量超過割引単価	継続割引単価			
								継続年数2年目	同3年目	同4年目	同5年目以降
産業廃棄物	主として安定型区画に処分	廃プラスチック類（※）	溶融固化物	16,100		*14,500*	*11,300*	*13,700*	*12,900*	*12,100*	*11,300*
			その他	61,000		*54,900*	*42,700*	*51,900*	*48,800*	*45,800*	*42,700*
		ゴムくず（※）		61,000		*54,900*	*42,700*	*51,900*	*48,800*	*45,800*	*42,700*
		金属くず		11,200		*10,100*	*7,900*	*9,600*	*9,000*	*8,400*	*7,900*
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（※）	海面に浮くもの	76,300		*68,700*	*53,500*	*64,900*	*61,100*	*57,300*	*53,500*
			その他	11,200		*10,100*	*7,900*	*9,600*	*9,000*	*8,400*	*7,900*
		がれき類（※）	海面に浮くもの	76,300		*68,700*	*53,500*	*64,900*	*61,100*	*57,300*	*53,500*
			その他	11,200		*10,100*	*7,900*	*9,600*	*9,000*	*8,400*	*7,900*
	管理型区画に処分	自動車等破砕物（※）	溶融固化物	15,700		*14,200*	*11,000*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*
			その他	76,300		*68,700*	*53,500*	*64,900*	*61,100*	*57,300*	*53,500*
		燃え殻		15,700		*14,200*	*11,000*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*
		無機性汚泥		15,700		*14,200*	*9,000*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*
		鉱さい		15,700	*9,800*		*7,000*				
		ダスト類		15,700		*14,200*	*11,000*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*
		第13号廃棄物		15,700		*14,200*	*11,000*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*
一般廃棄物		燃え殻		15,700		*14,200*	*11,000*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*
		ばいじん		15,700		*14,200*	*11,000*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*
		溶融スラグ		15,700		*14,200*	*11,000*	*13,400*	*12,600*	*11,800*	*11,000*
建設発生土		土壌環境基準に適合するもの		3,000							
		その他		8,000							

注１） 埋立処分料金は、計量重量(10kg単位)で算定する。
注２） 産業廃棄物は埋立処分料金のほかに、産業廃棄物税（１トン当たり1,000円）を加算する。
注３） 埋立処分料金には消費税が別途課される。
注４） 斜字体は鉱さい割引単価、新規割引単価、基点量超過割引単価及び継続割引単価であり、令和４年３月31日までの時限措置とする。
注５） 新規割引単価については、衣浦港３号地廃棄物最終処分場に新たに廃棄物(鉱さいを除く。)を搬入する事業所の当該年度搬入量に適用する。
注６） 基点量超過割引単価については、衣浦港３号地廃棄物最終処分場に前年度に引き続き搬入する事業所からの廃棄物の年度搬入量が、基点量(平成29年度の搬入実績量)を超過した場合の超過量に適用する。
ただし、平成29年度に搬入実績のない事業所については、初年度の搬入実績量を基点量とする。
注７） 継続割引単価については、廃棄物(鉱さいを除く。)の年度搬入量が規定量(前年度の搬入実績量の80%)を超過した場合の超過量(基点量超過割引が適用される量を除く。)に適用する。
注８） 継続割引単価の継続年数とは、継続して搬入実績のある年数をいう。
ただし、廃棄物(鉱さいを除く。)の年度搬入量が規定量未満の場合(廃棄物最終処分量の減少等のやむを得ない事情がある場合を除く。)は継続がないものとし、１年目として扱う。
注９） 各割引に係る運用の詳細については理事長が別途定める。
注10） ※の品目のうち、海面に浮くものは当分の間、受け入れない。

別紙３

保有車両及び設備

○衣浦港３号地廃棄物最終処分場

・保有車両

車輌種類	台数	特記事項
ライトバン車両	２台	トヨタ プロボックス
ワゴン車輌	１台	トヨタ ノア
軽トラック	１台	ダイハツ ハイゼット
バックホウ	２台	0.8 ㎥・クレーン付き 2.9t 吊　１台 0.8 ㎥　１台
ホイールローダ	１台	1.2m³
散水車	１台	3,800ℓ

※　バックホウ、ホイールローダ、散水車は業務委託業者所有分

・保有設備

施設	数量	特記事項
浮桟橋	１基	管理型１基
発電機	４基	軽油使用 （内訳） 管理型　計３基 45kVA，125kVA，220kVA 非常用　１基　27kVA
揚錨船	１隻	管理型１隻
トラックスケール（計量棟）	４基	
浸出液処理施設	１施設	浸出液処理用
送風機 （機械棟内）	９台	（内訳） ・アンレット BE125E 消費電力：18.5kW　５台 ・アンレット BE80E 消費電力 7.5kW　２台 ・アンレット BE80E 消費電力 11kW　２台
合併処理浄化槽	１基	フジヨシ浄化槽 AWC 型
太陽光発電	１式	管理棟上部　3.2kW

○名古屋港南５区廃棄物最終処分場

・保有車両

車両種類	台数	特記事項
ライトバン車両	１台	トヨタ　プロボックス

※　業務委託業者所有分

・保有設備

施設	数量	特記事項
浸出液処理施設	１施設	浸出液処理用
送風機 （機械棟内）	３台	（内訳） ・アンレット BH200 消費電力：45kW　　２台

別紙４

令和３年度の放流水の水質検査結果

浸出液処理施設からの放流水について、定期的に水質検査を行っている。

その検査結果は、衣浦港３号地廃棄物最終処分場については、「公害防止協定書」に基づき四半期ごとに武豊町に報告するとともに、役場１階のロビーに掲示している。

また、名古屋港南５区廃棄物最終処分場については、「公害防止に関する覚書」に基づき毎月知多市に報告している。

その他、当財団のホームページ（https://www.asec.or.jp/）でも公表している。

なお、これまで、全ての項目で公害防止計画書に定める管理目標値に適合している。

１．衣浦港３号地廃棄物最終処分場

○放流水（月１回測定の項目）

項目	単位	測定結果		法基準値	公害防止計画書管理目標値
		最小値	最大値		
水素イオン濃度	－	7.0	7.7	5.0～9.0	5.0～9.0
化学的酸素要求量	mg/L	4.3	7.5	90	10
浮遊物質量	mg/L	1	5	60	10
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	5	1
ﾌｪﾉｰﾙ類含有量	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	5	0.5
銅含有量	mg/L	0.02	0.03	3	0.5
亜鉛含有量	mg/L	0.01	0.03	2	1
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	10	3
溶解性ﾏﾝｶﾞﾝ含有量	mg/L	0.1	0.1 未満	10	3
クロム含有量	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	2	0.1
大腸菌群数	個/cm^3	30 未満	30 未満	(3000)	(300)
窒素含有量	mg/L	2.4	6.1	120（60）	10
燐含有量	mg/L	0.1	0.3	16（8）	1
水銀及びｱﾙｷﾙ水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005	0.0005
ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.03	0.01
鉛及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.1	0.1
有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5	0.05
砒素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1	0.01
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1	0.1
ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003	0.0005

（注）法基準値欄及び公害計画協定書管理目標値欄の（　）内は日間平均値。

○放流水（年１回測定の項目）

項目	単位	測定結果	法基準値	公害防止計画書 管理目標値
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.002 未満	0.1	0.1
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.001 未満	0.1	0.1
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg/L	0.002 未満	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.001 未満	0.02	0.02
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	0.001 未満	0.04	0.04
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.002 未満	1	1
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.004 未満	0.4	0.4
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	0.001 未満	3	3
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	0.001 未満	0.06	0.06
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	0.001 未満	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.1	0.1
ｾﾚﾝ及びその化合物	mg/L	0.01	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	10	10
ほう素及びその化合物	mg/L	6.9	230	230
ふっ素及びその化合物	mg/L	3.8	15	15
ｱﾝﾓﾆｱ､ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	1.6	200	100
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00017	10	10

２．名古屋港南５区廃棄物最終処分場

○放流水（月１回測定の項目）

項目	単位	測定結果		法基準値	公害防止計画書管理目標値
		最小値	最大値		
水素イオン濃度	－	7.1	7.9	5.0～9.0	5.0～9.0
化学的酸素要求量	mg/L	6.5	9.0	90	25(20)
浮遊物質量	mg/L	1 未満	1	60	25(20)
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	5	2
ﾌｪﾉｰﾙ類含有量	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	5	－
銅含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	3	－
亜鉛含有量	mg/L	0.02	0.04	2	－
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	10	－
溶解性ﾏﾝｶﾞﾝ含有量	mg/L	0.1 未満	0.1	10	－
クロム含有量	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	2	－
大腸菌群数	個/cm^3	30 未満	30 未満	(3000)	－
窒素含有量	mg/L	12	20	120 (60)	－
燐含有量	mg/L	0.1	0.2	16 (8)	－
水銀及びｱﾙｷﾙ水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005	0.002
ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.03	0.03
鉛及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.1	0.1
有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1	0.5
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5	0.2
砒素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1	0.1
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1	0.5
ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003	0.001

（注）法基準値欄及び公害防止計画書管理目標値欄の（　）内は日間平均値。

○放流水（年１回測定の項目）

項目	単位	測定結果	法基準値	公害防止計画書 管理目標値
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.002 未満	0.1	0.1
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.001 未満	0.1	0.1
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg/L	0.002 未満	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.001 未満	0.02	0.02
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	0.001 未満	0.04	0.04
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.002 未満	1	0.2
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.004 未満	0.4	0.4
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	0.001 未満	3	3
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	0.001 未満	0.06	0.06
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	0.001 未満	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.1	0.1
ｾﾚﾝ及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.041	10	10
ほう素及びその化合物	mg/L	3.3	230	230
ふっ素及びその化合物	mg/L	3.1	15	15
ｱﾝﾓﾆｱ､ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	12	200	100
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0023	10	10